



® 平成31年 2月 20日(水)

No. 14875 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び  
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆商標判例読解⑥

「LIGHTING SOLUTION」事件 (1)

☆知的財産研修会(外国特許出願(米・欧・中・韓)の中間処理対応の基礎、応用から極意まで) (10)

☆「春宵一刻」修道院と定時法…………… (11)

☆フラッシュ(特許庁人事異動)…………… (12)

商標判例読解⑥

# 「LIGHTING SOLUTION」事件

(商標的使用に当たらないとの抗弁の成否)

ユアサハラ法律特許事務所／商標判例研究会

弁理士 中田 和博

事件名:平成28年(ワ)第9753号商標権侵害差止等請求事件

係属部:大阪地方裁判所第21民事部

結論:請求一部認容

判決言渡:平成30年8月28日

関連条文:商標法36条1項及び2項、38条2項及び3項、民法703条、709条

出典:裁判所ウェブサイト



特許業務法人 アイミー国際特許事務所

所長 伊藤 英彦\*

弁理士 白井 あゆみ

弁理士 森下 八郎\*

副所長 竹内 直樹\*

弁理士 松田 美幸子\*

弁理士 吉田 博由

\*: 付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒542-0082 大阪市中央区島之内1-21-19 (オリエンタル堺筋ビル)

TEL: 06(6120)5210

FAX: 06(6120)5211

E-mail: [info@imypatent.jp](mailto:info@imypatent.jp)

URL <http://www.imypatent.jp>

## ★キーポイント

- ・被告は、照明装置のカatalogに「LIGHTING SOLUTION」の表示をして配布したことについて、使用する標章が意味するところは商品との関係からありふれた記述的なものであり、また他社が同一又は似た類型の標章を使用している事実から、自由に使用することができる用語であると主張したが、他社の登録商標に類似し、かつ商標的使用に当たると認定された結果、商標権侵害が成立するとされた。
- ・一般に商標登録において自他商品識別力があるとされる欧文文字3文字からなる「LDR」等の標章について、被告の標章は、使用開始の時期や、他の標章との併用状況、表示態様などから見て、型式名に過ぎず商標的使用に当たらないとして、商標権侵害が否定された。

## 第1 事案の概要等

## 1. 事案の概要

本件は、原告が商標権を有している各登録商標について、被告が、これらと同一又は類似する標章を商標として使用しており、これは原告の商標権の侵害にあたると主張して、その使用の差止め及び予防を求め、損害賠償及び不当利得の返還を請求した事案である。

## 2. 前提事実

## 2-1 原告の登録商標1と被告標章1について

## (1) 原告の本件登録商標1

登録番号 第5424038号

商 標 LIGHTING SOLUTION

出願日 平成23年1月27日

登録日 平成23年7月8日

指定商品及び役務

第11類 発光ダイオードを用いた照明器具、等

第41類 光の当て方に関する技術又は知識

の教授、等

## (2) 被告の使用する標章1

被告は、被告標章1を、被告が製造、販売する画像処理用LED照明装置(被告商品)の平成27年12月版商品カatalogの表紙及び裏表紙に付して使用している。

(カatalog表紙上端)



(カatalog表紙下端)



(カatalog裏表紙上端)

LED 画像処理用LED照明装置  
LIGHTING SOLUTION

(カatalog裏表紙下端)



## 2-2 原告の本件登録商標2と被告標章2

## (1) 原告の本件登録商標2:

登録番号 商標 (いずれも標準文字)

第4843550号 「LDR」

第4826334号 「LDL」

第4843551号 「LFR」

第4826335号 「LFL」

第4826336号 「LFV」

第4843552号 「LDM」

出願日 平成16年4月12日(6件につき共通)

以下同じ。)

登録日 平成17年3月4日

指定商品及び役務 第11類 発光ダイオードを用いた照明器具、等

## (2) 被告の使用する標章2

被告は、その製造、販売する被告商品の一部の型式に、被告標章2の1ないし被告標章2の6までの6種類の標章を使用し、被告商品を案内、宣伝するカatalog及びウェブサイト、これを掲載している。これら6種類は、語頭部がそれぞれ原告登録商標2を構成する